

中学校教諭免許状取得

(中F) 高等学校教諭免許状と実務経験を基に、二種免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法別表第8（他校種の免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
中学校教諭 二種免許状	高等学校教諭	良好な成績の実務年数	3
	普通免許状	修得を要する単位数	9

【注意】

取得免許状と基礎免許状に別の定め（規則）があります。

中F案内最下段【注意】参照

※1 実務年数は、「中学校」「中等教育学校」「義務教育学校の後期課程」「高等学校」「特別支援学校の中学部又は高等部」における主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師としての実務年数。

※2 基礎免許状は申請に係る教科についての免許状。実務年数は申請の免許状にかかる教科を担当した期間。（S35.6.3 委大第六〇号）

<修得単位の内訳> 中学校教諭二種

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3		0	・各教科の指導法 2 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 2	5	4	9

備考① この表における単位の修得方法は、「各教科の指導法に関する科目又は教育の基礎的理解に関する科目等」の欄及び「大学が独自に設定する科目」に掲げる科目の単位を含めて、総単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。

備考② 各教科の指導法の単位は、受けようとする免許教科について修得するものとする。

備考③ 生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目の単位はすべての事項を含んで修得するものとする。

備考④ 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得するものとする。

備考⑤ 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」を修得するものとする。（教育職員免許法施行規則第18条の2備考第3号関係）

授与を受けようとする教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
国語	書道（書写を中心とする。）について 1単位以上修得	1単位
社会	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	3単位
	公民の免許状を有する場合 日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位
理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について 1単位以上修得	1単位
美術	工芸について 1単位以上修得	1単位
技術	材料加工（実習を含む。） 生物育成 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位

注1 () 書きの内容を含めて修得するものとする。

高等学校等での実務年数3年に加え、(平成28年4月1日以降の)中学校等での実務年数がある方は以下のように取得することができます。

(教育職員免許法施行規則第18条の2備考4の規定の適用)

中学校等の実務年数は、「学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校」「中学校」「義務教育学校」「学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校」「中等教育学校」「特別支援学校の中学部」における教員としての実務年数。

※「教員」とは、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師のことをいう。

[教育職員免許法第2条]

<修得単位の内訳> 中学校教諭二種

在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目		各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		大学が独自に設定する科目	総単位数
	修得単位の内訳	計	修得単位の内訳	計		
3 +		0	・各教科の指導法 1 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 1	3	3	6
1						
3 +		0	・各教科の指導法 1 ・道徳の理論及び指導法 1 ・生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法の科目 1	3	2	5
2						

<在職年数3+1>

備考① 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」を修得するものとする。

備考② その他の単位の修得方法は、在職年数3年の備考と同様。

授与を受けようとする教科	修得を要する教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得単位数
国語	書道(書写を中心とする。)について1単位以上修得	1単位
社会	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	3単位
	公民の免許状を有する場合 日本史・外国史 地理学(地誌を含む) ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位
理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上修得	1単位
美術	工芸について1単位以上修得	1単位
技術	材料加工(実習を含む) 生物育成 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位

注1 () 書きの内容を含めて修得するものとする。

〈在職年数3+2〉

備考① 国語、社会、理科、美術、技術については、下記のとおり「大学が独自に設定する科目」を修得するものとする。(教育職員免許法施行規則第18条の2備考第3号関係)

備考② その他の単位の修得方法は、在職年数3年の備考と同様。

授与を受けようとする教科		修得を要する 教科に関する専門的事項に関する科目	最低修得 単位数
国語		書道(書写を中心とする。)について1単位以上修得	1単位
社会	地理歴史の免許状を有する場合	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」 ※上記のうち2以上の科目からそれぞれ1単位以上修得	2単位
	公民の免許状を有する場合	日本史・外国史 地理学(地誌を含む。) ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位
理科		物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について1単位以上修得	1単位
美術		工芸について1単位以上修得	1単位
技術		材料加工(実習を含む。) 生物育成 ※上記からそれぞれ1単位以上修得	2単位

注1 () 書きの内容を含めて修得するものとする。

【注意】

教育職員免許法施行規則第十八条の三第二項〔免許状に係る教科〕

有している高等学校教諭の普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)
宗教	宗教